



# 三重県公報

令和3年3月30日(火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規則	規則		
94	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(総務課)	2

規則

二重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月三十日

# 三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第九十四号

## 二重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

二重県事務決裁及び委任規則（平成十四年二重県規則第二二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一〇二 (略)	一〇二 (略)
十四 部長 組織規則第十八条の三に規定する最高デジタル責任者、組織規則第十九条第一項に規定する部長、デジタル社会推進局長、局長、理事及び出納局長をいう。	十四 部長 組織規則第十九条第一項に規定する部長、局長、理事及び出納局長をいう。
十五 次長 組織規則第十九条第一項に規定する副部長、副局長、危機管理副統括監、危機管理地域統括監、副最高デジタル責任者、次長及び担当次長並びに同条第三項に規定する工事検査総括監をいう。	十五 次長 組織規則第十九条第一項に規定する副部長、副局長、危機管理副統括監、危機管理地域統括監、次長及び担当次長並びに同条第二項に規定する工事検査総括監をいう。
十六 〇二十一 (略)	十六 〇二十一 (略)

別表第一 総務部スマート改革推進課の表を削る。

別表第一総務部総務事務課の表第一号の項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

5 令和二年改正給与条例附則第二項から第四項までの規定による住居手当に関する規則（令和3年三重県人事委員会規則7-78）第5条の規定による確認及び決定				○			
---	--	--	--	---	--	--	--

別表第一 医療保健部長寿介護課の表の次に次の二表を加える。

医療保健部 感染症対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分									地域機関の名称	
			知事	専決者						受任者			
				本庁			地域機関						
				部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長		
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関する事務	1 法第10条の規定による予防計画の策定及び変更並びに厚生労働大臣への提出					○						
		2 法第12条第1項の規定による医師からの感染症患者の届出の受理(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)										○ 保健所	
		3 法第12条第2項の規定による厚生労働大臣への感染症の届出の内容報告					○						

	(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)								
4	法第12条第3項の規定による県外居住者の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)				○				
5	法第12条第6項の規定による慢性感染症患者の医師からの届出の受理(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)							○	保健所
6	法第12条第8項の規定による死体を検査した場合の厚生労働大臣及び該当する都道府県知事への通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)							○	保健所
7	法第13条第1項の規定による獣医師からの届出の受理(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)							○	保健所
8	法第13条第3項の規定による厚生労働大臣への動物の感染症の届出の内容報告(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)				○				
9	法第13条第4項の規定による県外で飼育された動物の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)				○				
10	法第13条第7項の規定による厚生労働大臣及び該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)				○				
11	法第14条の規定による感染症の指定届出機関の指定、指定の取消し及び発生状況等の厚生労働大臣への報告				○				
12	法第15条第1項の規定による質問又は調査(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)							○	保健所
13	法第15条第13項及び第17項の規定による厚生労働大臣への結果報告及び職員の派遣等必要な協力の要請(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)				○				
14	法第15条第14項の規定による該当する都道府県知事等への調査結果の通報(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)				○				
15	法第15条の2第1項の規定による質問又は調査(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)							○	保健所

16 法第15条の2第2項の規定による厚生労働大臣への結果報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○					
17 法第15条の3第1項の規定による報告の要請又は質問（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○					
18 法第15条の3第2項及び第3項の規定による厚生労働大臣への報告及び当該者その他関係者への質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○					
19 法第16条の規定による感染症に関する情報の分析及び公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○					
20 法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（他課に属するものを除く。）					○					
21 法第16条の2第2項の規定による勧告（他課に属するものを除く。）					○					
22 法第16条の2第3項の規定による公表（他課に属するものを除く。）					○					
23 法第16条の3第1項の規定による検体採取の勧告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
24 法第16条の3第3項の規定による検体採取の実施（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
25 法第16条の3第8項の規定による厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○					
26 法第16条の3第10項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）					○					
27 法第17条の規定による一類から三類までの感染症の疑いがある者等への健康診断の勧告又は措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
28 法第18条第1項の規定による一類から三類までの感染症患者等に対する書面による通知等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
29 法第18条第4項の規定による特定業務の就業制限の対象者であるかどうかの確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
30 法第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）									○	保健所
31 法第18条第6項の規定による通知									○	保健所

内容の協議会への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）							
32 法第19条の規定による一類感染症患者等に対する72時間以内の入院の勧告又は入院の措置							○ 保健所
33 法第20条第1項から第4項までの規定による入院している一類感染症患者等に対する10日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等							○ 保健所
34 法第20条第5項の規定による一類感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症の診査に関する協議会の意見聴取							○ 保健所
35 法第20条第6項の規定による患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与							○ 保健所
36 法第20条第8項の規定による聴取書の受理							○ 保健所
37 法第21条の規定による一類感染症患者の移送							○ 保健所
38 法第22条の規定による一類感染症患者の退院及び一類感染症の病原体の保有の有無の確認							○ 保健所
39 法第22条の3の規定による入院の勧告又は入院の措置等に関する総合調整			○				
40 法第23条の規定による入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知							○ 保健所
41 法第24条の規定による感染症の診査に関する協議会の設置及び委員の任命			○				
42 法第24条の2第1項の規定による患者又はその保護者からの苦情の処理							○ 保健所
43 法第24条の2第2項の規定による患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取							○ 保健所
44 法第24条の2第3項の規定による苦情の申出の処理結果の通知							○ 保健所
45 法第25条の規定による審査請求の特例の厚生労働大臣への移送			○				
46 法第26条第1項及び第26条の2の規定による二類感染症の患者等に対する入院、移送、退院等の措置等							○ 保健所
47 法第26条第2項の規定により準用する感染症患者等に対する72時間以内の入院の勧告又は入院の措置（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）							○ 保健所
48 法第26条第2項の規定により準用する入院している感染症患者等に対する10日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）							○ 保健所
49 法第26条第2項の規定により準用する感染症患者に対する入院の勧告							○ 保健所

及び入院期間の延長に関する感染症の診査に関する協議会の意見聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							
50 法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
51 法第26条第2項の規定により準用する聴取書の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
52 法第26条第2項の規定により準用する感染症患者の移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
53 法第26条第2項の規定により準用する感染症患者の退院及び感染症の病原体の保有の有無の確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
54 法第26条第2項の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
55 法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の処理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
56 法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
57 法第26条第2項の規定により準用する苦情の申出の処理結果の通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
58 法第26条第2項の規定により準用する審査請求の特例の厚生労働大臣への移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）			○				
59 法第26条第2項の規定により準用する新型インフルエンザ等感染症の患者に対する入院、移送、退院等の措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
60 法第27条の規定による汚染された場所等の管理者等に対する消毒命令又は市町に対する消毒の指示（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るもの）を除く。）							○ 保健所
61 法第28条の規定による区域の管理者等に対する汚染されたねずみ族等の駆除の命令又は市町に対する駆除の指示							○ 保健所

									○ 保健所
62	法第29条の規定による汚染された物件の所有者に対する措置の命令又は市町に対する措置の指示等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）								○ 保健所
63	法第30条の規定による死体の移動制限及び死体の埋葬の許可等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）								○ 保健所
64	法第31条の規定による生活の用に供される水の使用制限等及び市町に対する給水の指示								○ 保健所
65	法第32条の規定による汚染された建物への立入り制限又は封鎖等								○ 保健所
66	法第33条の規定による交通の制限又は遮断								○ 保健所
67	法第35条の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）								○ 保健所
68	法第36条の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示								○ 保健所
69	法第37条の規定による入院に係る患者又はその保護者からの医療費用申請の受理								○ 保健所
70	法第37条の2第2項の規定による結核患者の医療費用申請の受理								○ 保健所
71	法第37条の2第3項の規定による協議会からの意見の聴取								○ 保健所
72	法第38条の規定による第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し			○					
73	法第38条の規定による結核指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し								○ 保健所
74	法第38条第5項及び第6項の規定による第一種及び第二種感染症指定医療機関への医療に関する指導			○					
75	法第38条第7項の規定による結核指定医療機関への医療に関する指導				○				
76	法第40条第3項の規定による診療内容等の請求の審査及び診療報酬額の決定				○				
77	法第40条第6項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託				○				
78	法第42条の規定による緊急時の医療費の支給の決定				○				
79	法第43条の規定による報告の請求、診療録等の検査及び診療報酬の支払の差止めの決定				○				
80	法第44条の2第1項の規定による情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）				○				
81	法第44条の3第1項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請								○ 保健所

(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。)						
82 法第44条の3第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。）						○ 保健所
83 法第44条の3第5項の規定による必要な食事等に要した実費の徴収（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものと除く。）			○			
84 法第44条の5の規定による厚生労働大臣への報告			○			
85 法第44条の6第1項の規定による情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○			
86 法第45条の規定による新感染症の疑いがある者に対する健康診断の勧告又は措置及び書面による通知						○ 保健所
87 法第46条の規定による新感染症の所見がある者に対する入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等						○ 保健所
88 法第47条の規定による新感染症の所見がある者の移送						○ 保健所
89 法第48条の規定による新感染症の所見がある者の退院及び公衆にまん延させるおそれの有無の確認						○ 保健所
90 法第48条の3の規定による入院の勧告又は入院の措置等に関する総合調整			○			
91 法第49条の規定による新感染症の所見がある者に対する入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知						○ 保健所
92 法第50条の規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示						○ 保健所
93 法第50条の2第1項の規定による新感染症のまん延を防止するための当該者からの報告又は協力の要請						○ 保健所
94 法第50条の2第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請						○ 保健所
95 法第50条の2第4項の規定による協力を求める場合の食事等の提供及び実費の徴収			○			
96 法第51条の規定による新感染症に係る措置をする場合の事前の厚生労働大臣への通報及び連携			○			
97 法第52条の規定による厚生労働大臣への新感染症に係る経過の報告			○			
98 法第53条の7の規定による定期健康診断の通報又は報告の受理						○ 保健所
99 法第53条の10の規定による結核患者に係る届出内容の通知						○ 保健所
100 法第56条第1項の規定による輸入						○ 保健所

		検疫において感染症にかかっている指定動物等を発見した場合の通知										
		101 法第56条第2項の規定による輸入検疫において感染症にかかっている指定動物等を発見した場合の厚生労働大臣への報告				○						
2 予防接種法(昭和23年法律第68号)の施行に関する事務	1 法第6条の規定による臨時の予防接種の実施				○							
	2 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条の規定による予防接種を行う医師への要請								○	保健所		
	3 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第4条の規定による臨時の予防接種済証の交付								○	保健所		
3 三重県補助金等交付規則の施行に関する事務	規則第21条の規定による立入検査等(感染症対策課において交付決定した結核健康診断補助金等に限る。)								○	保健所		
4 三重県試験研究機関関係衛生試験手数料条例(昭和28年三重県条例第4号)の施行に関する事務	1 条例第2条の規定による手数料の額の決定					○				保健環境研究所		
	2 条例第3条の規定による徴収額の決定					○				保健環境研究所		
	3 条例第4条の規定による手数料の免除					○				保健環境研究所		
5 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の施行に関する事務	1 法第2条第8項の規定による指定地方公共機関の指定				○							
	2 法第7条の規定による行動計画の策定及び変更並びに内閣総理大臣等への報告及び公表				○							
	3 法第8条第5項の規定による助言又は勧告				○							
	4 法第9条第3項の規定による助言				○							
	5 法第12条第3項の規定による訓練への協力要請				○							
	6 法第23条第4項の規定による本部員会議への出席依頼				○							
	7 法第24条の規定による県対策本部長からの要請				○							
	8 法第27条の規定による応援				○							
	9 法第31条の規定による医療等の実施の要請・指示				○							
	10 法第31条の3規定による土地等の使用				○							
	11 法第33条第2項の規定による県対策本部長の指示				○							
	12 法第31条の4の規定による公示				○							
	13 法第31条の6の規定による要請等				○							
	14 法第38条第3項の規定による公示				○							
	15 法第39条第1項の規定による応援の要求				○							
	16 法第42条の規定による職員の派遣の要請				○							
	17 法第45条の規定による感染を防止するための協力要請等				○							

					○					
18	法第49条の規定による土地等の使用				○					
19	法第50条の規定による物資及び資材の供給の要請				○					
20	法第54条の規定による緊急物資の運送の要請等				○					
21	法第55条の規定による物資の売り渡しの要請等				○					
22	法第56条第3項の規定による要請				○					

医療保健部 感染症情報プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称	
			知事	専決者								
				副 知 事	本庁			地域機関				
			部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長		
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務	1 法第12条第1項の規定による医師からの感染症患者の届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）								○	保健所	
		2 法第12条第2項の規定による厚生労働大臣への感染症の届出の内容報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）				○						
		3 法第12条第3項の規定による県外居住者の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○							
		4 法第12条第6項の規定による慢性感染症患者の医師からの届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）								○	保健所	
		5 法第12条第8項の規定による死体を検案した場合の厚生労働大臣及び該当する都道府県知事への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）								○	保健所	
		6 法第13条第1項の規定による獣医師からの届出の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）								○	保健所	
		7 法第13条第3項の規定による厚生労働大臣への動物の感染症の届出の内容報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○							
		8 法第13条第4項の規定による県外で飼育された動物の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○							
		9 法第13条第7項の規定による厚生労			○							



感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)						
23 法第16条の3第8項の規定による厚生労働大臣への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○			
24 法第16条の3第10項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○			
25 法第17条の規定による一類から三類までの感染症の疑いがある者等への健康診断の勧告又は措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
26 法第18条第1項の規定による一類から三類までの感染症患者等に対する書面による通知等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
27 法第18条第4項の規定による特定業務の就業制限の対象者であるかどうかの確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
28 法第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
29 法第18条第6項の規定による通知内容の協議会への報告（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
30 法第26条第2項の規定により準用する感染症患者等に対する72時間以内の入院の勧告又は入院の措置（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
31 法第26条第2項の規定により準用する入院している感染症患者等に対する10日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
32 法第26条第2項の規定により準用する感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症の診査に関する協議会の意見聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
33 法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
34 法第26条第2項の規定により準用する聴取書の受理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）						○ 保健所
35 法第26条第2項の規定により準用						○ 保健所

	する感染症患者の移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							
36	法第26条第2項の規定により準用する感染症患者の退院及び感染症の病原体の保有の有無の確認（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
37	法第26条第2項の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
38	法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の処理（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
39	法第26条第2項の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
40	法第26条第2項の規定により準用する苦情の中出の処理結果の通知（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
41	法第26条第2項の規定により準用する審査請求の特例の厚生労働大臣への移送（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○				
42	法第26条第2項の規定により準用する新型インフルエンザ等感染症の患者に対する入院、移送、退院等の措置等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
43	法第27条の規定による汚染された場所等の管理者等に対する消毒命令又は市町に対する消毒の指示（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
44	法第29条の規定による汚染された物件の所有者に対する措置の命令又は市町に対する措置の指示等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
45	法第30条の規定による死体の移動制限及び死体の埋葬の許可等（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
46	法第35条の規定による質問又は調査（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）							○ 保健所
47	法第44条の2第1項の規定による情報の公表（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）			○				

	48 法第44条の3第1項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものうち、他課に属するものを除く。)									<input type="radio"/> 保健所
	49 法第44条の3第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものうち、他課に属するものを除く。)									<input type="radio"/> 保健所

## 医療保健部 入院・療養調整プロジェクトチーム

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称
			知事	専決者						受任者	
				副 知 事	本庁	次 長	課 長	班 長	所 長	室 長	課 長
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事務		1 法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものうち、入院・療養調整に係るものに限る。)					<input type="radio"/>				
		2 法第16条の2第2項の規定による勧告(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものうち、入院・療養調整に係るものに限る。)					<input type="radio"/>				
		3 法第16条の2第3項の規定による公表(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものうち、入院・療養調整に係るものに限る。)					<input type="radio"/>				
		4 法第26条第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者に対する入院、移送、退院等に関する総合調整(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)					<input type="radio"/>				
		5 法第44条の3第1項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものうち、宿泊施設等に係るものに限る。)								<input type="radio"/> 保健所	
		6 法第44条の3第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものうち、宿泊施設等に係るものに限る。)								<input type="radio"/> 保健所	
		7 法第44条の3第5項の規定による必要な食事等に要した実費の徴収(新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)					<input type="radio"/>				

別表第一 医療保健部食品安全課の表第1号の項中第11十九号を削り、第11十八号を第四十号とし、第1号から第11十七号まで11項までの繰り上げ、同項の第1号及び第11号として次の通りに加える。

1 法第8条第1項の規定による特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出の受理								<input type="radio"/> 保健所
2 法第8条第2項の規定による特別の				<input type="radio"/>				

注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出の厚生労働大臣への報告								
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一医療保健部食品安全課の表第1号の項中「食品衛生の措置基準等に関する三重県食品衛生法施行条例」を「三重県食品衛生法施行条例」に改め、同項第1号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項第11号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同表第九号の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同表第十八号の項中第11号を第11号とし、同項第11号中「引取り」を「引取り等」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

33 法第37条の2第2項第5号による広報その他啓発活動								○ 動物愛護推進センター
------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--------------

別表第一医療保健部食品安全課の表第十八号の項中第11号を第11号とし、第11号を第11号とし、第11号を第11号とし、同項第11号中「検査」を「立入検査」に改め、同号を同項第11号とし、第11号から第11号までを11号ずつ繰り下げる、同項第十九号中「勧告、命令及び」を「指導又は助言、勧告、命令及び報告の徴収、立入検査並びに」に改め、同号を同項第11号とし、第十八号を第11号とし、同項第十七号中「勧告及び命令」を「勧告、公表及び命令」に改め、同号を同項第11号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同項第十四号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同項第17号とし、第11号を第十五号とし、同号の次に次の1号を加える。

16 法第24条の2の規定による勧告及び命令並びに報告の徴収及び立入検査								○ 保健所
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	-------

別表第一医療保健部食品安全課の表第十八号の項中第11号を第十四号とし、同項第十一号中「勧告及び命令」を「勧告、公表及び命令」に改め、同号を同項第11号とし、同項第十号中「犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理及び」を「犬猫等に係る」に改め、同号を同項第11号とし、第九号の次に次の1号を加える。

10 法第21条の5の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理								○ 保健所
11 法第22条第3項による動物取扱責任者研修の実施								○ 保健所

別表第一医療保健部薬務感染症対策課の表を次のように改める。

#### 医療保健部 薬務課

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称
			知事	専決者						受任者	
				副知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長
1	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1 法第4条第1項の規定による薬局開設の許可									○ 保健所
		2 法第4条第4項の規定による薬局開設の許可の更新									○ 保健所
		3 法第6条の2第1項の規定による地域連携薬局の認定							○		保健所
		4 法第6条の2第4項の規定による地域連携薬局の認定の更新							○		保健所
		5 法第6条の3第1項の規定による専門医療機関連携薬局の認定							○		保健所
		6 法第6条の3第5項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新							○		保健所
		7 法第7条第4項の規定による薬局の管理者の兼務の許可（法第17条第8項、第23条の2の14第13項及び第68条の16第2項において準用する場合を含む。）									
		(1) 薬局、医薬品販売業及び薬局製造販売医薬品製造業に係るもの									○ 保健所
		(2) (1)以外のもの					○				

8 法第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理									<input type="radio"/> 保健所
9 法第8条の2第2項の規定による変更報告の受理									<input type="radio"/> 保健所
10 法第8条の2第4項の規定による官公署に対する情報提供の要求									<input type="radio"/> 保健所
11 法第8条の2第5項の規定による報告事項の公表									<input type="radio"/> 保健所
12 法第10条の規定による休廃止等の届出の受理（法第38条、第40条及び第40条の7において準用する場合を含む。）									<input type="radio"/> 保健所
13 法第12条第1項の規定による製造販売業の許可									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの									<input type="radio"/> 保健所
(2) (1)以外のもの					<input type="radio"/>				
14 法第12条第4項の規定による製造販売業の許可の更新									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの									<input type="radio"/> 保健所
(2) (1)以外のもの					<input type="radio"/>				
15 法第13条第1項の規定による製造業等の許可									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの									<input type="radio"/> 保健所
(2) (1)以外のもの					<input type="radio"/>				
16 法第13条第4項の規定による製造業等の許可の更新									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの									<input type="radio"/> 保健所
(2) (1)以外のもの					<input type="radio"/>				
17 法第13条第8項の規定による製造所の許可の区分の変更又は追加の許可					<input type="radio"/>				
18 法第13条の2の2第2項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録				<input type="radio"/>					
19 法第13条の2の2第4項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録の更新				<input type="radio"/>					
20 法第14条第1項の規定による医薬品等の製造販売の承認及び同条第15項の規定による変更の承認									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの									<input type="radio"/> 保健所
(2) (1)以外のもの					<input type="radio"/>				
21 法第14条第7項の規定による調査の実施（第15項において準用する場合を含む。）				<input type="radio"/>					
22 法第14条第9項の規定による調査の実施				<input type="radio"/>					
23 法第14条第16項の規定による医薬品等の製造販売の承認の軽微な変更の届出の受理									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの								<input type="radio"/>	保健所

(2) (1)以外のもの					○				
24 法第14条の2第2項の規定による調査の実施				○					
25 法第14条の2第3項の規定による基準確認証の交付				○					
26 法第14条の2第5項の規定による基準確認証の返還の受理				○					
27 法第14条の7の2第4項の規定による調査の実施				○					
28 法第14条の8第3項の規定による医薬品等承認取得者の承継の届出の受理				○					
29 法第14条の9の規定による医薬品等の製造販売の届出及び変更の届出の受理									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの							○	保健所	
(2) (1)以外のもの				○					
30 法第19条第1項の規定による医薬品等製造販売業の休廃止等の届出の受理									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの							○	保健所	
(2) (1)以外のもの				○					
31 法第19条第2項の規定による医薬品製造業等の休廃止等の届出の受理									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るものの							○	保健所	
(2) (1)以外のもの				○					
32 法第21条第1項及び第2項の規定による申請書等の進達				○					
33 法第23条の2第1項の規定による製造販売業の許可				○					
34 法第23条の2第4項の規定による製造販売業の許可の更新				○					
35 法第23条の2の3第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品製造業の登録				○					
36 法第23条の2の3第3項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品製造業の登録の更新				○					
37 法第23条の2の16第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品製造販売業の休廃止等の届出の受理				○					
38 法第23条の2の16第2項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品製造業等の休廃止等の届出の受理（法第40条の3において準用する場合を含む。）					○				
39 法第23条の20第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可				○					
40 法第23条の20第4項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新				○					
41 法第23条の22第1項の規定による再生医療等製品の製造業の許可申請書の進達					○				

					○				
42	法第23条の22第4項の規定による再生医療等製品の製造業の許可更新申請書の進達				○				
43	法第23条の22第8項の規定による製造所の許可の区分の変更又は追加の許可申請書の進達				○				
44	法第23条の34第5項の規定による再生医療等製品製造管理者の承認申請書の進達				○				
45	法第23条の36第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の休廃止等の届出の受理				○				
46	法第23条の36第2項の規定による再生医療等製品の製造業等の休廃止等の届出の進達				○				
47	法第24条第1項の規定による医薬品販売業の許可							○	保健所
48	法第24条第2項の規定による医薬品販売業の許可の更新							○	保健所
49	法第28条第4項の規定による店舗管理者の兼務の許可							○	保健所
50	法第32条の規定による配置従事の届出の受理							○	保健所
51	法第33条の規定による身分証明書の交付							○	保健所
52	法第35条第4項の規定による営業所管理者の兼務の許可							○	保健所
53	法第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の実施等				○				
54	法第36条の8第2項の規定による販売従事登録					○			保健所
55	法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可							○	保健所
56	法第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新							○	保健所
57	法第39条の2第2項の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可							○	保健所
58	法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び貸与業の届出の受理							○	保健所
59	法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可				○				
60	法第40条の2第4項の規定による医療機器の修理業の許可の更新				○				
61	法第40条の2第7項の規定による修理区分の変更又は追加の許可				○				
62	法第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可							○	保健所
63	法第40条の5第6項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新							○	保健所
64	法第40条の6第2項の規定による再生医療等製品営業所管理者の兼務の許可							○	保健所
65	法第68条の6の規定による特定医療機器に関する指導及び助言							○	保健所

66 法第68条の8の規定による再生医療等製品に関する指導及び助言									<input type="radio"/> 保健所
67 法第68条の11の規定による回収の報告の受理				<input type="radio"/>					
68 法第68条の16第1項の規定による製造管理者の承認				<input type="radio"/>					
69 法第68条の23の規定による生物由来製品に関する指導及び助言								<input type="radio"/>	保健所
70 法第69条の規定による立入検査等									
(1) 医薬品等の製造販売業及び製造業等（薬局製造販売医薬品に係るものを除く。）、医療機器の修理業（以下「医薬品製造販売業等」という。）並びに医薬品等を輸入しようとする者等に係るもの				<input type="radio"/>					
(2) (1)以外のもの								<input type="radio"/>	保健所
71 法第70条第1項及び第2項の規定による医薬品等を業務上取り扱う者に対する措置命令									
(1) 医薬品製造販売業等及び医薬品等を輸入しようとする者等に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)以外のもの								<input type="radio"/>	保健所
72 法第70条第3項の規定による廃棄等の処分									
(1) 医薬品製造販売業等及び医薬品等を輸入しようとする者等に係るもの				<input type="radio"/>					
(2) (1)以外のもの								<input type="radio"/>	保健所
73 法第71条の規定による医薬品等の検査命令									
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの								<input type="radio"/>	保健所
(2) (1)以外のもの				<input type="radio"/>					
74 法第72条の規定による改善命令等									
(1) 医薬品製造販売業等に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（以下「地域連携薬局等」という。）に係るもの					<input type="radio"/>				保健所
(3) (1)及び(2)以外のもの								<input type="radio"/>	保健所
75 法第72条の2の規定による業務体制の整備命令									
(1) 地域連携薬局等に係るもの					<input type="radio"/>				保健所
(2) (1)以外のもの								<input type="radio"/>	保健所
76 法第72条の2の2の規定による措置命令									
(1) 医薬品製造販売業等に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)以外のもの								<input type="radio"/>	保健所
77 法第72条の3の規定による報告命令等								<input type="radio"/>	保健所
78 法第72条の4の規定による措置命令									
(1) 医薬品製造販売業等に係るもの			<input type="radio"/>						

の							
(2) (1)以外のもの							○ 保健所
79 法第72条の5第1項の規定による違反広告に係る措置命令							○ 保健所
80 法第72条の5第2項の規定による要請							○ 保健所
81 法第73条の規定による医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令							
(1) 薬局又は医薬品販売業若しくは医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者に係るもの							○ 保健所
(2) (1)以外のもの			○				
82 法第74条の規定による配置員の業務停止命令							○ 保健所
83 法第74条の2の規定による承認の取消し等							
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの							○ 保健所
(2) (1)以外のもの		○					
84 法第75条第1項の規定による許可の取消し等							
(1) 医薬品製造販売業等に係るもの		○					
(2) (1)以外のもの							○ 保健所
85 法第75条第2項の規定による厚生労働大臣への意見の通知			○				
86 法第75条第4項の規定による地域連携薬局の認定の取消し					○		保健所
87 法第75条第5項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の取消し					○		保健所
88 法第75条の2第1項の規定による登録の取消し等			○				
89 法第75条の2第2項の規定による厚生労働大臣への意見の通知				○			
90 法第76条の規定による許可の更新拒否の理由の通知							
(1) 医薬品製造販売業等に係るもの			○				
(2) 地域連携薬局等に係るもの				○			保健所
(3) (1)及び(2)以外のもの							○ 保健所
91 法第76条の3の規定による薬事監視員の任命			○				
92 法第76条の6第1項又は第2項の規定による検査等の命令			○				
93 法第76条の6第3項、第4項又は第5項の規定による厚生労働大臣への報告				○			
94 法第76条の6第7項の規定による検査結果等の通知			○				
95 法第76条の7第1項の規定による廃棄等の措置命令			○				
96 法第76条の7第2項の規定による当該職員による廃棄等の処分			○				
97 法第76条の7の2第1項又は第2項の			○				

	規定による中止命令等								
98	法第76条の7の2第3項の規定による要請				○				
99	法第76条の8の規定による立入検査等				○				
100	法第80条第1項の規定による輸出用医薬品等の調査の実施				○				
101	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の2の規定による薬局開設の許可証の交付							○	保健所
102	政令第2条の3の規定による薬局開設の許可証の書換え交付							○	保健所
103	政令第2条の4の規定による薬局開設の許可証の再交付							○	保健所
104	政令第2条の5の規定による薬局開設の許可証の返納							○	保健所
105	政令第2条の6の規定による薬局開設の許可台帳の備付け及び記載							○	保健所
106	政令第2条の7の規定による地域連携薬局等の認定証の交付						○		保健所
107	政令第2条の8の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付						○		保健所
108	政令第2条の9の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付						○		保健所
109	政令第2条の10の規定による地域連携薬局等の認定証の返納						○		保健所
110	政令第2条の11の規定による地域連携薬局等の認定台帳の備付け及び記載						○		保健所
111	政令第2条の12の規定による情報提供の求め						○		保健所
112	政令第2条の13の規定による取扱処方箋数の届出の受理							○	保健所
113	政令第4条の規定による製造販売業の許可証の交付								
(1)	薬局製造販売医薬品に係るもの							○	保健所
(2)	(1)以外のもの				○				
114	政令第5条の規定による製造販売業の許可証の書換え交付								
(1)	薬局製造販売医薬品に係るもの							○	保健所
(2)	(1)以外のもの				○				
115	政令第6条の規定による製造販売業の許可証の再交付								
(1)	薬局製造販売医薬品に係るもの							○	保健所
(2)	(1)以外のもの				○				
116	政令第7条の規定による製造販売業の許可証の返納								
(1)	薬局製造販売医薬品に係るもの							○	保健所
(2)	(1)以外のもの				○				

117 政令第8条の規定による製造販売業の許可台帳の備付け及び記載											
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの										○ 保健所	
(2) (1)以外のもの					○						
118 政令第11条の規定による製造業の許可証の交付											
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの										○ 保健所	
(2) (1)以外のもの					○						
119 政令第12条の規定による製造業の許可証の書換え交付											
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの										○ 保健所	
(2) (1)以外のもの					○						
120 政令第13条の規定による製造業の許可証の再交付											
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの										○ 保健所	
(2) (1)以外のもの					○						
121 政令第14条の規定による製造業の許可証の返納											
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの										○ 保健所	
(2) (1)以外のもの					○						
122 政令第15条の規定による製造業の許可台帳の備付け及び記載											
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの										○ 保健所	
(2) (1)以外のもの					○						
123 政令第16条の3の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の交付					○						
124 政令第16条の4の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付					○						
125 政令第16条の5の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付					○						
126 政令第16条の6の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の返納					○						
127 政令第16条の7の規定による保管のみを行う製造所に係る登録台帳の備付け及び記載					○						
128 政令第19条の規定による承認台帳の備付け及び記載											
(1) 薬局製造販売医薬品に係るもの										○ 保健所	
(2) (1)以外のもの						○					
129 政令第23条の規定による医薬品等適合性調査の結果の通知					○						
130 政令第24条の規定による医薬品等適合性調査に関する台帳の備付け及び記載（政令第72条において準					○						

用する場合を含む。)								
131 政令第26条の2の規定による医薬品等区分適合性調査の結果の通知				○				
132 政令第26条の4の規定による基準確認証の書換え交付				○				
133 政令第26条の5の規定による基準確認証の再交付				○				
134 政令第26条の6の規定による医薬品等区分適合性調査台帳の備付け及び記載				○				
135 政令第32条の5の規定による医薬品等適合性確認の結果の通知				○				
136 政令第32条の6の規定による医薬品等適合性確認台帳の備付け及び記載				○				
137 政令第37条の規定による製造販売業の許可証の交付				○				
138 政令第37条の2の規定による製造販売業の許可証の書換え交付				○				
139 政令第37条の3の規定による製造販売業の許可証の再交付				○				
140 政令第37条の4の規定による製造販売業の許可証の返納				○				
141 政令第37条の5の規定による製造販売業の許可台帳の備付け及び記載				○				
142 政令第37条の8の規定による製造業の登録証等の交付（政令第55条において準用する場合を含む。）				○				
143 政令第37条の9の規定による製造業の登録証等の書換え交付（政令第55条において準用する場合を含む。）				○				
144 政令第37条の10の規定による製造業の登録証等の再交付（政令第55条において準用する場合を含む。）				○				
145 政令第37条の11の規定による製造業の登録証等の返納（政令第55条において準用する場合を含む。）				○				
146 政令第37条の12の規定による製造業の登録台帳等の備付け及び記載（政令第55条において準用する場合を含む。）				○				
147 第113号から前号までの申請書等で厚生労働大臣への進達に係るもの					○			
148 政令第43条の3の規定による製造販売業の許可証の交付				○				
149 政令第43条の4の規定による製造販売業の許可証の書換え交付				○				
150 政令第43条の5の規定による製造販売業の許可証の再交付				○				
151 政令第43条の6の規定による製造販売業の許可証の返納				○				
152 政令第43条の7の規定による製造販売業の許可台帳の備付け及び記載				○				
153 政令第43条の11の規定による製					○			

	造業の許可証の書換え交付申請書の進達							
154	政令第43条の12の規定による製造業の許可証の再交付申請書の進達				○			
155	政令第43条の13の規定による製造業の許可証の返納の届出の進達				○			
156	政令第44条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の交付						○	保健所
157	政令第45条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付						○	保健所
158	政令第46条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の再交付						○	保健所
159	政令第47条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の返納						○	保健所
160	政令第48条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可台帳の備付け及び記載						○	保健所
161	政令第58条の規定による検定申請書の経由				○			
162	政令第59条の規定による検定の試験品の採取等				○			
163	政令第60条の規定による検定結果の通知等				○			
164	政令第73条の規定による輸出用医薬品等の調査の結果の通知				○			
165	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）159条の4の規定による登録販売者試験の実施及び公示				○			
166	省令159条の6の規定による合格者への通知及び合格者の受験番号の公示				○			
167	省令第159条の8第1項の規定による登録販売者名簿の備付け及び登録					○		保健所
168	省令第159条の8第2項の規定による販売従事登録証の交付					○		保健所
169	省令第159条の9の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更の届出受理					○		保健所
170	省令第159条の10の規定による販売従事登録の消除					○		保健所
171	省令第159条の11の規定による販売従事登録証の書換え交付					○		保健所
172	省令第159条の12の規定による販売従事登録証の再交付					○		保健所
173	省令第159条の13の規定による販					○		保健所

		売從事登録証の返納										
		174 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第12条の規定により、なおその効力を有するとされる同省令第1条の規定による改正前の薬事法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第159条の規定による配置販売業に係る指定品目の変更又は追加の指定								○	保健所	
		175 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法第69号)附則第14条の規定により、従前の例により引き続き当該業務を行うことができるとされた特例販売業に係る旧施行規則第159条の規定による指定品目の変更又は追加の指定								○	保健所	
		176 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和47年三重県規則第12号)第4条及び第5条の規定による身分証明書の書換え交付及び再交付								○	保健所	
		177 規則第9条第1項の規定による登録販売者試験受験合格通知書の再交付			○							
		178 規則第9条第4項の規定による登録販売者試験受験合格通知書の返納			○							
2	薬剤師法(昭和35年法律第146号)の施行に関する事務	1 法第8条第2項の規定による厚生労働大臣への意見の具申			○							
		2 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)第3条の規定による薬剤師の免許の申請書の進達				○						
		3 政令第5条第2項の規定による登録事項の変更に伴う薬剤師名簿の訂正の申請書の進達				○						
		4 政令第6条第1項の規定による薬剤師名簿の登録の削除の申請書の進達				○						
		5 政令第8条第2項の規定による薬剤師免許証の書換え交付の申請書の進達				○						
		6 政令第9条第2項の規定による薬剤師免許証の再交付の申請書の進達				○						
		7 政令第9条第5項及び第10条の規定による薬剤師免許証の返納の進達				○						
3	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の施行に関する事務	1 法第4条第1項の規定による登録及び同条第3項の規定による更新								○	保健所	
		2 法第6条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可								○	保健所	
		3 法第7条第3項の規定による取扱責任者の設置及び変更の届出の受理								○	保健所	
		4 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施及び合格者の決定			○							
		5 法第9条第1項の規定による登録の変更								○	保健所	
		6 法第10条第1項及び第2項の規定による氏名等の変更の届出の受理								○	保健所	
		7 法第15条の3の規定による回収等の								○	保健所	

	命令（法第22条第4項において準用する場合を含む。）							
8	法第18条の規定による毒物劇物監視員の指定				○			
9	法第18条の規定による立入検査等（法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）						○	保健所
10	法第19条第1項の規定による基準に適合させるための措置命令						○	保健所
11	法第19条第2項の規定による登録の取消し						○	保健所
12	法第19条第3項の規定による取扱責任者の変更命令（法第22条第4項において準用する場合を含む。）						○	保健所
13	法第19条第4項の規定による登録等の取消し及び業務停止命令						○	保健所
14	法第20条の規定による公開による聴聞の実施（法第22条第7項において準用する場合を含む。）						○	保健所
15	法第21条第1項の規定による特定毒物の届出の受理						○	保健所
16	法第22条第1項から第3項までの規定による届出の受理						○	保健所
17	法第22条第4項において準用する第7条第3項の規定による取扱責任者の設置及び変更の届出の受理						○	保健所
18	法第22条第6項の規定による措置の命令						○	保健所
19	毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第11条、第16条、第22条又は第28条の規定による特定毒物使用者の指定						○	保健所
20	政令第13条、第18条又は第24条の規定による特定毒物実地指導員の指定						○	保健所
21	政令第30条の規定による燻蒸作業の場所の指定						○	保健所
22	政令第33条から第36条までの規定による登録票の交付及び書換え交付等						○	保健所
23	政令第36条の2の規定による登録票又は許可証の返納の受理						○	保健所
24	政令第36条の3の規定による登録簿または特定毒物研究者名簿の備付け及び記載						○	保健所
25	毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定による毒物劇物取扱者試験の公告			○				
26	省令第9条の規定による合格証の交付			○				
27	毒物及び劇物取締法施行細則（昭和32年三重県規則第32号）第8条の規定による指定証の返納の受理						○	保健所
4	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務	1 法第3条第1項の規定による麻薬取扱者の免許					○	保健所
		2 法第4条第1項の規定による免許証の交付					○	保健所

する事務	3 法第7条の規定による業務廃止等の届出の受理									○ 保健所
	4 法第8条及び第10条第2項の規定による免許証の返納の受理									○ 保健所
	5 法第9条の規定による免許証の記載事項の変更届の受理及び書換え交付									○ 保健所
	6 法第10条第1項の規定による免許証の再交付									○ 保健所
	7 法第24条第12項第1号の規定による譲渡しの許可				○					
	8 法第29条の規定による廃棄の届出の受理									○ 保健所
	9 法第35条及び第50条の22の規定による事故の届出の受理及び厚生労働大臣への報告				○					
	10 法第35条第2項の規定による麻薬廃棄届の受理									○ 保健所
	11 法第36条の規定による免許が失効した場合等の届出の受理									○ 保健所
	12 法第46条の規定による麻薬卸売業者の届出の受理及び厚生労働大臣への報告				○					
	13 法第47条から第49条までの規定による麻薬取扱者の届出の受理									○ 保健所
	14 法第50条第1項の規定による向精神薬取扱者の免許									○ 保健所
	15 法第50条の4の規定による免許証の交付及び業務廃止等の届出の受理									○ 保健所
	16 法第50条の4の規定による免許証の返納の受理、免許証の記載事項の変更届の受理及び書換え交付並びに免許証の再交付									○ 保健所
	17 法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録									○ 保健所
	18 法第50条の7の規定による登録証の交付及び試験研究廃止等の届出の受理									○ 保健所
	19 法第50条の7の規定による登録証の返納の受理、登録証の記載事項の変更届の受理及び書換え交付並びに免許証の再交付									○ 保健所
	20 法第50条の20第4項の規定による向精神薬取扱責任者の届出の受理									○ 保健所
	21 法第50条の24の規定による向精神薬試験研究施設設置者の届出の受理及び厚生労働大臣への報告				○					
	22 法第50条の26の規定による別段の申出の受理及び公示									○ 保健所
	23 法第50条の27の規定による特定麻薬等原料卸小売業者の届出の受理									○ 保健所
	24 法第50条の28の規定による業務廃止の届出の受理									○ 保健所
	25 法第50条の33の規定による事故等の届出の受理及び厚生労働大臣への報告				○					
	26 法第50条の38第1項の規定による報告の徴収等									

(1) 収去に係るもの					○				
(2) (1)以外のもの								○	保健所
27 法第50条の39の規定による措置命令								○	保健所
28 法第50条の40の規定による改善命令等								○	保健所
29 法第50条の41の規定による向精神薬取扱責任者の変更命令								○	保健所
30 法第51条の規定による免許の取消し等								○	保健所
31 法第52条の規定による公開による聴聞の実施								○	保健所
32 法第54条第2項の規定による麻薬取締員任命の協議				○					
33 法第56条第2項の規定による厚生労働大臣に対する協力の要請				○					
34 法第58条の2の規定による医師の届出の受理及び厚生労働大臣への報告					○				
35 法第58条の3から第58条の5までの規定による通報の受理				○					
36 法第58条の6の規定による麻薬中毒者等の診療命令及び厚生労働大臣への報告				○					
37 法第58条の8の規定による麻薬中毒者の入院措置等			○						
38 法第58条の9の規定による入院期間の延長の決定			○						
39 法第58条の11の規定による当該職員に対する所持品の保管命令				○					
40 法第58条の12の規定による麻薬中毒者の退院の決定				○					
41 法第58条の13の規定による麻薬中毒審査会の設置及び委員の任命				○					
42 法第58条の15の規定による社会保険診療報酬支払基金との委託契約の締結				○					
43 法第58条の16の規定による報告の徴収等				○					
44 法第58条の18の規定による麻薬中毒者相談員の設置及び任命				○					
45 法第59条の4並びに麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和47年三重県規則第13号)第6条の規定による費用の徴収				○					
46 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)第9条の2第6項の規定による届出の受理					○				
47 省令第9条の2第7項及び第8項の規定による届出の受理					○				
48 省令第9条の2第9項の規定による麻薬小売間譲渡許可書の書換え交付					○				
49 省令第9条の2第10項の規定による麻薬小売間譲渡許可書の再交付					○				
50 省令第9条の2第11項の規定による麻薬小売間譲渡許可書の返納					○				

		51 規則第3条の規定による麻薬中毒者の転帰届の受理					○				
5 あへん法（昭和29年法律第71号）の施行に関する事務		1 法第12条第4項の規定による調査の実施及び進達					○				
		2 法第21条第2項の規定によるけしがらの廃棄の届出の受理					○				
		3 法第40条第2項の規定による届出の受理					○				
		4 法第41条第1項の規定による麻薬研究施設に係る届出の受理					○				
		5 法第44条第2項の規定による報告の徵収等					○				
6 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の施行に関する事務		1 法第5条第1項の規定による大麻取扱者の免許					○				
		2 法第7条第1項の規定による登録及び免許証の交付					○				
		3 法第10条の規定による申請等の受理及び登録のまつ消等					○				
		4 法第14条の規定による栽培地外への持出しの許可					○				
		5 法第15条及び第17条の規定による報告の受理					○				
		6 法第18条の規定による免許の取消し					○				
		7 法第21条第1項の規定による立入検査等					○				
7 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務		1 法第3条第1項の規定による覚醒剤施用機関等の指定							○	保健所	
		2 法第5条の規定による指定証の交付（法第30条の5において準用する場合を含む。）							○	保健所	
		3 法第8条の規定による指定の取消し及び業務等の停止命令等							○	保健所	
		4 法第9条第2項及び第3項の規定による業務の廃止等の届出の受理							○	保健所	
		5 法第10条の規定による指定証の返納等の受理（法第30条の5において準用する場合を含む。）							○	保健所	
		6 法第11条の規定による指定証の再交付等（法第30条の5において準用する場合を含む。）							○	保健所	
		7 法第12条の規定による氏名等の変更届の受理及び指定証の訂正交付（法第30条の5において準用する場合を含む。）							○	保健所	
		8 法第22条の2の規定による廃棄の届出の受理及び立会い							○	保健所	
		9 法第23条の規定による事故の届出の受理					○				
		10 法第24条の規定による指定の失効の報告の受理及び処分の立会い							○	保健所	
		11 法第30条の規定による品名等の報告の受理							○	保健所	
		12 法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者等の指定							○	保健所	
		13 法第30条の3の規定による指定の取消し及び業務の停止命令等							○	保健所	

	14 法第30条の4第1項の規定による業務の廃止等の届出の受理									○ 保健所
	15 法第30条の13の規定による廃棄の届出の受理及び立会い									○ 保健所
	16 法第30条の14第1項の規定による事故の届出の受理					○				
	17 法第30条の14第2項及び第3項の規定による医薬品である覚醒剤原料の廃棄及び譲受の届出の受理									○ 保健所
	18 法第30条の15の規定による指定の失効の場合の報告の受理及び処分の立会い									○ 保健所
	19 法第31条の規定による報告の徴収									○ 保健所
	20 法第32条第1項及び第2項の規定による立入検査等									
	(1) 覚醒剤、覚醒剤原料等の収去に係るもの				○					
	(2) (1)以外のもの									○ 保健所
	21 法第33条の規定による覚醒剤監視員の指定				○					
	22 法第34条の規定による厚生労働大臣への意見の具申				○					
	23 法第35条第2項の規定による覚醒剤施用機関の指定									○ 保健所
	24 覚醒剤取締法施行規則（昭和26年厚生省令第30号）第18条の規定による保管場所の届出の受理									○ 保健所
8	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）の施行に関する事務	1 法第6条の規定による基準に適合しない家庭用品の回収その他必要な措置命令			○					
		2 法第7条の第1項の規定による家庭用品衛生監視員の指定、報告、立入検査、質問及び収去								
		(1) 家庭用品衛生監視員の指定に係るもの				○				
		(2) (1)以外のもの								○ 保健所
9	三重県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年三重県条例第55号）	1 条例第14条の規定による警告				○				
		2 条例第15条の規定による禁止行為の中止等の命令			○					
		3 条例第18条の規定による過料の決定			○					

別表第1-12(1)・福祉部地域福祉課の表第十六号の項及び第十九号の項中「第54条の2第4項」を「第54条の2第5項」と改める。

別表第1-12(1)・福祉部少子化対策課の表第1号の項中第四十号及び第四十一号を次のよう改める。

40 法第59条第3項の規定による運営等の改善の勧告			○							
41 法第59条第5項の規定による事業の停止等の命令			○							

別表第1-12(1)・福祉部少子化対策課の表第1号の項中第四十六号を次のよう改める。

46 政令第5条第2項の規定による保育士を養成する学校等の指定			○							
---------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第1-12(1)・福祉部少子化対策課の表第1号の項中第五十号を次のよう改める。

50 政令第5条第6項の規定による指定の取消し			○							
-------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第1-12(1)・福祉部少子化対策課の表第五号の項第1号中「(法第2条第3項第2号(地域子育て支援拠点

事業、子育て援助活動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。) 及び同項第3号(母子・父子福祉施設を経営する事業に限る。)に規定する事業に限る。次号において同じ。)」や「(法第2条第3項第2号(地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。)に規定する事業に限る。次号において同じ。)」に改める。

別表第一子ども・福祉部少子化対策課の表第五号の項中第11号を削り、同項第四号中「(第1号及び第5号の届出又は第2号の許可に係る事業に限る。次号において同じ。)」や「(法第2条第3項第2号(地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。)に規定する事業に限る。次号において同じ。)」に改め、同号を同項第11号として、同項中第5号を第四号とする。

別表第一子ども・福祉部少子化対策課の表第六号の項中第11号及び第十四号を次のよう改める。

13 法第20条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善勧告及び改善命令	<input type="radio"/>							
14 法第21条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止等の命令	<input type="radio"/>							

別表第一子ども・福祉部少子化対策課の表第六号の項第十七号中「第22条第1項」を「第22条第2項」に改め、同表第七号の項中「協議」を「届出の受理」に改める。

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第76号を第八十一号として、第四十一号から第75号までを六号ずつ繰り下げ、同項第四十一号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同号を同項第四十六号として、同号の次に次の1号を加える。

47 政令第2条第2項の規定による児童を一時保護する施設設置等の報告	<input type="radio"/>							
------------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第四十号を第四十五号として、同項第19号中「第56条第6項」や「第56条第5項」に改め、同号を同項第四十四号として、同項中第三十八号を第四十三号として、同項第17号中「第47条第1項」を「第47条第1項及び第2項」に改め、同号を同項第四十一号として、同項中第16号を第四十一号として、第14号から第15号までを五号ずつ繰り下げ、第11号を第16号として、同号の次に次の1号を加える。

27 法第33条の15第2項の規定による報告	<input type="radio"/>							
28 法第33条の16の規定による公表	<input type="radio"/>							

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第11号を第15号として、第11号を第11号として、同号の次に次の1号を加える。

24 法第33条の2の規定による縁組の承諾の許可	<input type="radio"/>							
--------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第10号を第11号として、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「児童福祉法第28条第2項による」を「法第28条第2項の規定による」に改め、同号を同項第十五号として、同号の次に次の1号を加える。

16 法第28条第3項の規定による措置	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 児童相談所						
---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第12号を第14号として、第八号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項中第五号から第七号までを次のよう改め、同項中第五号を第六号として、第六号を第七号として、第七号を第八号とする。

6 法第21条の2において準用する法第19条の20第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託契約の締結	<input type="radio"/>							
7 法第21条の3第1項の規定による報告の請求又は立入検査	<input type="radio"/>							
8 法第21条の3第2項の規定による診療報酬の支払の差止め	<input type="radio"/>							

別表第一子ども・福祉部子育て支援課の表第一号の項中第四号を第五号として、第二号から第一号までを1号ずつ繰り下げ、同項の第一号として次のよう改める。

1 法第12条の3第7項の規定による	<input type="radio"/>							
--------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

所員の数の決定								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1子とも・福祉部子育て支援課の表第十号の項第五号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同項第六号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、同表第十一号の項第一号中「第7号から第9号」を「第8号から第10号」に改め、同項第五号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第六号中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同項中第十一号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十一号を第十一号とし、同項第十号中「次号において」を「以下」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の1号を加える。

12 勤務時間規則第12条の規定による介護休暇の指定期間の指定								
(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの					○		児童相談センター	
(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの(児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。)					○		児童相談センター	
(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの					○		児童相談所	

別表第1子とも・福祉部子育て支援課の表第十一号の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の1号を加える。

7 勤務時間条例第8条の2第2項の規定による時間外勤務代休時間における勤務命令								
(1) センター所長、室長及び児童相談所長に係るもの					○		児童相談センター	
(2) (1)に掲げる職以外の職に係るもの(児童相談所に兼務を命じられた職員を除く。)					○		児童相談センター	
(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの					○		児童相談所	

別表第1子とも・福祉部子育て支援課の表第十五号の項中「第11条及び第12条」を「第12条」に改め、同表第十六号の項第一号中「第19条及び第20条」を「第20条」に改め、同項第十一号中「第31条第2項」を「第34条第2項」と「第20条第2項」を「第21条第2項及び第35条」とし、同項第十二号中「第35条第1項及び第2項」を「第40条第1項及び第2項」と「第36条第2項」を「第41条第2項」とし、「第20条第2項」を「第21条第2項及び第42条」に改め、同表第十四号の項第五号中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを1号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の1号を加える。

11 法第16条第2項の規定による停止命令			○					
-----------------------	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第1環境生活部私学課の表に次のように加える。

6 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の施行に関する事務	1 法第7条の規定による確認					○		
	2 法第9条の規定による届出の受理					○		
	3 法第13条の規定による報告等					○		
	4 法第14条の規定による勧告及び命令等			○				
	5 法第15条の規定による確認の取消し			○				

別表第1環境生活部大気・水環境課の表第十七号の項第四十四号中「第18条の15第1項及び第2項」を「第18条の17第1項及び第2項」に改め、同項第45号中「第18条の16」を「第18条の18」に改め、同項第46号中「第18条の19」を「第18条の21」とし、同項第47号中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」と改め、同項第48号中「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」と改め、同項第49号中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」と改め、同項第50号中「第18条の26」を「第18条の31」と改め、同項第51号中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」と改め、同項第52号中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」と改める。

別表第一環境生活部ダイバーシティ社会推進課の表中第九号の項を第十号の項とし、第五号の項から第八号の項までを一項ずつ繰り下げる、同表第四号の項第一号中「公告又は公表」を「公表」に改め、同項を第五号の項として、第三号の項の次に次の二項を加える。

4 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（令和3年三重県条例第2号）の施行に関する事務	1 条例第10条の規定による基本計画の策定及び変更	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	2 条例第10条の規定による施策の実施状況の公表						<input checked="" type="checkbox"/>							

別表第一環境生活部くらし・交通安全課の表中第一号の項を削り、第二号の項を第一号の項とし、第四号の項から第十八号の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一環境生活部廃棄物・リサイクル課の表第七号の項中第七号及び第八号を次のように改める。

7 条例第11条第2項の規定による公表						<input checked="" type="checkbox"/>								地域防災総合事務所等
8 条例第11条第3項の規定による公表							<input checked="" type="checkbox"/>							地域防災総合事務所等

別表第一環境生活部廃棄物・リサイクル課の表第七号の項中第十四号を次のように改める。

14 条例第12条第6項の規定による公表						<input checked="" type="checkbox"/>								地域防災総合事務所等
----------------------	--	--	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	------------

別表第一環境生活部廃棄物・リサイクル課の表第七号の項中第十五号を削り、同項第113号中「第23条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号を第四十四号とし、同項第111号中「第22条第3項」を「第39条第3項」に改め、同号を第四十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

43 条例第40条の規定による意見聴取				<input checked="" type="checkbox"/>										
---------------------	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一環境生活部廃棄物・リサイクル課の表第七号の項第111号中「第22条第2項」を「第39条第2項」に改め、同号を第四十一号とし、同項第110号中「第22条第1項」を「第39条第1項」に改め、同号を第四十号とし、同項第十九号中「第19条第1項及び第2項」を「第36条第1項及び第2項」に改め、同号を第119号とし、同項第十八号中「第18条第3項」を「第35条第3項」に改め、同号を第二十八号とし、同項第十七号中「第18条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号を第117号とし、同項第十六号中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を第116号とし、同項中第十四号の次に次の二十一号を加える。

15 条例第21条第1項の規定による書面の受理							<input checked="" type="checkbox"/>							地域防災総合事務所等
16 条例第21条第3項の規定による送付（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等
17 条例第22条第2項の規定による公表及び閲覧（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等
18 条例第26条第1項の規定による書面の受理（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等
19 条例第26条第2項の規定による送付、公表及び閲覧（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等
20 条例第27条第1項の規定による照会（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等
21 条例第27条第2項の規定による通知（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等
22 条例第27条第3項の規定による報告の受理（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等
23 条例第27条第4項の規定による確								<input checked="" type="checkbox"/>						地域防災総合事務所等

認（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）								合事務所等
24 条例第28条第1項の規定による通知及び公表（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）					○			地域防災総合事務所等
25 条例第28条第2項の規定による通知及び手続の実施の請求（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）					○			地域防災総合事務所等
26 条例第28条第3項の規定による通知（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）					○			地域防災総合事務所等
27 条例第28条第4項の規定による意見聴取（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）			○					
28 条例第29条第1項の規定による書面の受理					○			地域防災総合事務所等
29 条例第29条第3項の規定による届出の受理					○			地域防災総合事務所等
30 条例第29条第4項の規定による送付					○			地域防災総合事務所等
31 条例第30条第1項の規定による届出の受理					○			地域防災総合事務所等
32 条例第32条第1項の規定による勧告					○			地域防災総合事務所等
33 条例第32条第2項の規定による公表					○			地域防災総合事務所等
34 条例第33条第1項の規定による指導及び助言					○			地域防災総合事務所等
35 条例第34条第2項の規定による認定					○			地域防災総合事務所等

別表第一環境生活部廃棄物・リサイクル課の表中第十六号の項を第十七号の項へし、第八号の項から第十五号の項までを一項ずつ繰り下げ、第七号の項の次に次の1項を加える。

8 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則（平成20年三重県規則第78号）の施行に関する事務	規則第18条第5項の規定による閲覧の停止又は禁止							○		地域防災総合事務所等
--	--------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	------------

別表第一環境生活部廃棄物・リサイクル課の表に次の1項を加える。

18 三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金及び三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金に関する事務	1 実施計画の策定及び実施計画の変更の承認並びに実施計画の取消し				○					
	2 遅延等報告、状況報告及び実績報告等の徴収				○					

別表第一環境生活部廃棄物監視・指導課の表第1号の項中第1号を削り、同表第11号中「第23条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号を第6号へし、同項第11号中「第19条第1項及び第2項」を「第36条第1項及び第2項」に改め、同号を同項第四号へし、同号の次に次の1号を加える。

5 条例第40条の規定による意見聴取				○						
--------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第一環境生活部廃棄物監視・指導課の表中第一号の項の第一号、第二号及び第三号として次の1項を加える。

1 条例第14条第1項の規定による勧告									
(1) 本庁の実施に係るもの				○					
(2) (1)以外のもの					○			地域防災総合事務所等	
2 条例第14条第2項の規定による公表									
(1) 本庁の実施に係るもの			○						
(2) (1)以外のもの					○			地域防災総合事務所等	
3 条例第18条の規定による指導									
(1) 本庁の実施に係るもの			○						
(2) (1)以外のもの				○				地域防災総合事務所等	

別表第一環境生活部農業物適正処理プロジェクトチームの表第11号の項中「第17条」や「第40条」に改める。

別表第一農林水産部農産物安全・流通課の表第11号の項中第11十七号を削り、第11十八号を第11十七号へし、第11十九号から第11二十四号までの1号ずつ繰り上げる。

別表第一農林水産部農産園芸課の表中第1号の項を次のように改める。

1 三重県主要農作物種子条例（令和2年条例第43号）の施行に関する事務	1 条例第7条の規定による指定種子団体の指定		○							
	2 条例第8条第2項の規定による改善措置			○						
	3 条例第8条第3項の規定による指定の取消し		○							
	4 条例第9条の規定による奨励品種の決定				○					
	5 条例第10条の規定による採種計画の策定				○					
	6 条例第11条第2項の規定による指定原種又は指定原原種の指定					○			農業研究所等	
	7 条例第12の規定による指定種子生産場の指定						○		農林水産事務所等	
	8 条例第13条第3項の規定による審査証明書の交付						○		農林水産事務所等	
	9 三重県主要農産物種子審査要領（令和2年農林水第17—245号）第3の規定による審査員の選定						○		農林水産事務所、農業研究所	
	10 要領第4の規定による審査補助員の選定						○		農林水産事務所、農業研究所	
	11 要領第5の規定による審査員の通知						○		農林水産事務所、農業研究所	

別表第一農林水産部農産園芸課の表第11号の項中「肥料取締法」や「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第七号中「指定配合肥料」や「指定混合肥料」に改める。

別表第一農林水産部畜産課の表第11号の項から第十八号の項までを削り、第十九号の項を第11号の項へし、同表の次に次のよう 加える。

#### 農林水産部 家畜防疫対策課

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称	
			知事	専決者						受任者		
				副知事	本庁	部長	次長	課長	班長	所長	室長	
1	家畜伝染病予防法（昭和	法第3条の2第3項の規定による市町長への協力要請			○							

26年法律第166号)の施行に関する事務	2 法第3条の2第7項の規定による意見の具申					○					
	3 法第4条第1項の規定による伝染性疾病の届出の受理								○	家畜保健衛生所	
	4 法第4条第4項の規定による市町長への通報						○			家畜保健衛生所	
	5 法第4条第4項の規定による農林水産大臣への報告				○						
	6 法第4条の2第1項の規定による届出の受理								○	家畜保健衛生所	
	7 法第4条の2第3項の規定による命令								○	家畜保健衛生所	
	8 法第4条の2第4項の規定による市町長への通報					○				家畜保健衛生所	
	9 法第4条の2第4項の規定による農林水産大臣への報告				○						
	10 法第4条の2第5項及び第6項の規定による命令及び公示				○						
	11 法第5条及び第6条の規定による検査、注射、薬浴及び投薬の命令並びに公示				○						
	12 法第5条第4項の規定による報告					○					
	13 法第7条の規定による表示(法第31条第2項において準用する場合を含む。)								○	家畜保健衛生所	
	14 法第8条の規定による検査、注射及び投薬証明書の交付(法第31条第2項において準用する場合を含む。)								○	家畜保健衛生所	
	15 法第9条及び第30条の規定による消毒方法等の実施命令								○	家畜保健衛生所	
	16 法第10条第2項の規定による消毒要請					○				家畜保健衛生所	
	17 法第10条第3項の規定による通行制限又は通行遮断の決定					○				家畜保健衛生所	
	18 法第12条の2の規定による家畜伝染性疾病発生予防措置に係る報告及び通報				○						
	19 法第12条の3第4項の規定による意見の具申				○						
	20 法第12条の4第1項の規定による報告の受理								○	家畜保健衛生所	
	21 法第12条の4第2項の規定による市町長への通知					○				家畜保健衛生所	
	22 法第12条の5の規定による指導及び助言				○						
	23 法第12条の6第1項の規定による勧告				○						
	24 法第12条の6第2項の規定による命令				○						
	25 法第13条第1項及び第2項の規定による患畜等に係る報告の受理								○	家畜保健衛生所	
	26 法第13条第4項の規定による市町長への通報					○				家畜保健衛生所	
	27 法第13条第4項の規定による公示、関係都道府県知事への通報及び農林水産大臣への報告				○						

28 法第13条の2第1項の規定による届出の受理									○	家畜保健衛生所
29 法第13条の2第4項の規定による報告					○					
30 法第13条の2第4項の規定による検体の提出						○				家畜保健衛生所
31 法第13条の2第7項の規定による通知							○			家畜保健衛生所
32 法第13条の2第8項の規定による市町長への通報							○			家畜保健衛生所
33 法第13条の2第8項の規定による関係都道府県への通報					○					
34 法第15条の規定による通行遮断の決定									○	家畜保健衛生所
35 法第16条第1項の規定によると殺指示						○				家畜保健衛生所
36 法第17条の規定による殺処分命令				○						
37 法第17条の2第3項の規定による意見の具申				○						
38 法第17条の2第5項の規定による殺処分命令				○						
39 法第20条の規定による病性鑑定のための処分命令				○						
40 法第21条第1項ただし書の規定による家畜死体の病性鑑定又は学術研究のための供用許可									○	家畜保健衛生所
41 法第21条第6項の規定による情報提供、助言、指導等						○				家畜保健衛生所
42 法第21条第7項の規定による市町長への協力要請				○						
43 法第21条第7項の規定による農林水産大臣への協力要請				○						
44 法第24条ただし書の規定による発掘の許可									○	家畜保健衛生所
45 法第26条の規定による倉庫等の消毒命令									○	家畜保健衛生所
46 法第31条第1項の規定による検査、注射、薬浴及び投薬									○	家畜保健衛生所
47 法第32条の規定による家畜等の移動の禁止及び制限				○						
48 法第33条の規定による家畜集合施設の開催等の制限				○						
49 法第34条の規定による放牧等の制限				○						
50 法第35条の規定による家畜伝染病のまん延防止措置に係る報告及び通報				○						
51 法第46条の5第2項の規定による許可の申請					○					家畜保健衛生所
52 法第46条の8の規定による許可事項の変更の申請及び届出						○				家畜保健衛生所
53 法第46条の11第2項の規定による農林水産大臣への届出						○				家畜保健衛生所
54 法第46条の12第1項及び第2項の規定による農林水産大臣への届出						○				家畜保健衛生所

	55 法第46条の13第2項の規定による農林水産大臣への届出						○			家畜保健衛生所
	56 法第46条の18第2項の規定による農林水産大臣への届出						○			家畜保健衛生所
	57 法第46条の19第1項及び第2項の規定による農林水産大臣への届出						○			家畜保健衛生所
	58 法第48条の2第1項の規定による家畜防疫員の派遣の要請				○					
	59 法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用許可				○					
	60 法第52条の規定による報告の徵収							○	家畜保健衛生所	
	61 法第53条第3項の規定による家畜防疫員の任命				○					
	62 法第58条第4項の規定による意見の具申				○					
	63 法第58条第5項の規定による評価人からの意見の聴取					○				家畜保健衛生所
	64 家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第3条第1項の規定による市町長からの届出の受理					○				家畜保健衛生所
	65 政令第5条第1項の規定による市町長からの届出の受理					○				家畜保健衛生所
	66 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第41条の規定による家畜等の移動制限等の報告及び通報				○					
	67 省令第62条の規定による評価人の選定					○				家畜保健衛生所
2 獣医師法(昭和24年法律第186号)の施行に関する事務	1 法第21条第3項の規定による診療簿及び検索簿の検査							○	家畜保健衛生所	
	2 法第21条第4項の規定による検査結果の報告				○					
	3 法第21条第5項の規定による検査員の任命				○					
	4 法第22条の規定による獣医師の届出書の進達					○				
3 獣医療法(平成4年法律第46号)の施行に関する事務	1 法第3条の規定による診療施設の開設等の届出の受理							○	家畜保健衛生所	
	2 法第6条の規定による診療施設の使用制限命令等							○	家畜保健衛生所	
	3 法第7条第3項の規定による往診診療者に対する措置命令							○	家畜保健衛生所	
	4 法第8条の規定による報告の徵収及び立入検査							○	家畜保健衛生所	
	5 法第8条の規定による検査員の任命				○					
	6 法第11条の規定による三重県計画の制定、変更、公表及び農林水産大臣への報告			○						
	7 法第14条第3項の規定による診療施設整備計画の認定				○					
	8 獣医療法施行令(平成4年政令第274号)第1条第1項の規定による認定診療施設整備計画の変更の認定				○					
	9 政令第1条第3項の規定による認定診療施設整備計画の認定の取消し				○					

4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務	1 法第21条の規定による申請書等の進達				○				
		2 法第24条第2項の規定による医薬品販売業の許可の更新							○	家畜保健衛生所
		3 法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可							○	家畜保健衛生所
		4 法第34条第1項の規定による卸売販売業の許可							○	家畜保健衛生所
		5 法第36条の8の規定による販売従事登録							○	家畜保健衛生所
		6 法第38条、第40条及び第40条の7において準用する法第10条の規定による休廃止等の届出の受理							○	家畜保健衛生所
		7 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可							○	家畜保健衛生所
		8 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新							○	家畜保健衛生所
		9 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び貸与業の届出の受理							○	家畜保健衛生所
		10 法第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可							○	家畜保健衛生所
		11 法第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新							○	家畜保健衛生所
		12 法第69条の規定による立入検査							○	家畜保健衛生所
		13 法第70条第1項の規定による医薬品等を業務上取り扱う者に対する措置命令			○					
		14 法第70条第2項の規定による廃棄等の処分			○					
		15 法第71条の規定による検査命令等			○					
		16 法第72条の規定による改善命令等							○	家畜保健衛生所
		17 法第72条の2の規定による業務体制の整備命令							○	家畜保健衛生所
		18 法第72条の4の規定による措置命令							○	家畜保健衛生所
		19 法第73条の規定による医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令			○					
		20 法第75条第1項の規定による許可の取消し等			○					
		21 法第76条の3の規定による薬事監視員の任命				○				
		22 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第45条の規定による許可証の書換え交付							○	家畜保健衛生所
		23 政令第46条の規定による許可証の再交付							○	家畜保健衛生所
		24 政令第47条の規定による許可証の返納							○	家畜保健衛生所
		25 政令第59条の規定による検定の試験品の採取等				○				
		26 政令第60条の規定による検定結果				○				

		の通知等									
		27 動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)第112条の規定による販売指定品目の追加指定申請の受理								○	家畜保健衛生所
5	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)の施行に関する事務	法第5条の規定による報告				○					
6	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)の施行に関する事務	1 法第24条第1項の規定による飼料又は飼料添加物の販売業者に係る廃棄等の命令			○						
		2 法第33条第1項の規定による指示等			○						
		3 法第50条第2項の規定による飼料又は飼料添加物の販売業者の届出の受理							○	家畜保健衛生所	
		4 法第55条の規定による飼料製造業者等からの業務に関する報告の徴収					○				家畜保健衛生所
		5 法第56条の規定による飼料製造業者等の立入検査及び飼料又は飼料添加物の収去			○						
		6 法第56条第6項の規定による飼料検査職員証の交付			○						
		7 法第56条第7項の規定による飼料又は飼料添加物の試験結果の公表			○						
		8 分析結果の報告				○					畜産研究所

別表第1 農林水産部農業基盤整備課の表第十四号の項中「市町」や「市町長」に詰め、同表に次のとおり記入する。

15	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)の施行に関する事務	1 法第4条第1項の規定による防災重点農業用ため池の指定				○					
		2 法第4条第2項の規定による防災重点農業用ため池の指定に係る関係市町長への意見聴取				○					
		3 法第4条第3項の規定による防災重点農業用ため池の指定の解除				○					
		4 法第5条第1項の規定による防災工事等推進計画(以下、「推進計画」という)の策定				○					
		5 法第5条第3項の規定による推進計画の策定に係る関係市町長への協議				○					
		6 法第5条第4項の規定による推進計画の公表及び農林水産大臣への提出				○					
		7 法第5条第5項の規定による推進計画の変更				○					
		8 法第6条第2項の規定に係る三重県土地改良事業団体連合会への協力依頼				○					

別表第1 農林水産部森林・林業経営課の表第五号の項中第11十号を削り、第11十1号を第11十号として、第11十1号を第11十1号へとする。

別表第1 農林水産部農振課の表第十六号の項中「第11条の2第1項」や「第11条の3第1項」を改め、同項第11号中「第11条の4第1項」や「第11条の5第1項」に詰め、同項第11号中「第11条の4第3項」や「第11条の5第3項」に詰め、同項第11号中「第11条の4第4項」や「第11条の5第4項」に詰め、同項第11号中「第11条の5」や「第11条の7」に詰め、同項第11号中「第11条の11第1項」や「第11条の14第1項」に、「第11条の11第2項」や「第11条の14第2項」に改め、同項第11号中「第11条の12」や「第11

条の15」に改め、同項第十一号中「第87条の4第2項」を「第87条の3第2項」に改め、同項第十一号中「第68条第5項」を「第68条第4項又は第6項」に改め、同項第五十五号を第五十七号とし、第五十号から第五十四号までの11号ずつ繰り下げる。同項第四十九号中「第126条の2第1項第12号」を「第126条第1項第12号」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第四十八号中「第126条の2第1項第3号から第8号まで及び第12号」を「第126条第1項第3号から第8号まで及び第12号」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十七号を削り、第四十六号を第四十九号とし、第四十一号から第四十五号までの11号ずつ繰り下げる。同項第四十号中「第91条第5項」を「第91条第4項又は第5項」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第十九号を第四十一号とし、同項第十八号中「第86条の9」を「第86条の10」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第十七号を第四十号とし、第十一号から第十六号までの11号ずつ繰り下げる。同項中第十一号の次に次の11号を加える。

32 法第68条の2第1項の規定による事業を廃止していない旨の届出の受理（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）				○				
33 法第68条の2第2項の規定による公告に関する通知（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）				○				
34 法第68条の3第3項の規定による継続の届出の受理（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）								
(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合及び生産組合に係るもの					○		農林水産事務所等	
(2) (1)以外のもの			○					

別表第一農林水産部水産振興課の表第十七号の項第五号中「議決事項届」を「決議事項届」に改め、同項中第十一号を削り、第十一号を第十一号とし、第十二号から第十七号までの11号ずつ繰り上げる。

別表第一農林水産部水産資源管理課の表中第二号の項を削り、第四号の項を第三号の項とし、同表第五号の項を次のとおり改め、同項を同表第四号の項とする。

4 漁業法（昭和24年法律第267号）の施行に関する事務	1 法第5条第2項の規定による共同申請の代表者の指定				○			
	2 法第14条の規定による県資源管理方針の策定及び変更				○			
	3 法第14条第4項及び第10項、第16条第2項及び第5項、第57条第5項、第64条第4項及び第8項、第67条第2項、第70条、第72条第7項、第76条第3項、第78条第3項、第79条第3項、第80条第2項、第86条第2項、第88条第2項、第89条第3項、第91条第3項、第94条、第109条第3項、第111条第4項、第119条第8項、第138条第6項、第165条第2項及び第5項、第169条第1項、第170条第4項及び第6項並びに第177条第14項の規定による三重海区漁業調整委員会及び三重県内水面漁場管理委員会への諮問（法第88条第4項、第92条第3項、第93条第3項、第116条第4項及び第169条第3項において準用する場合を含む。）			○				
	4 法第16条の規定による知事管理漁獲可能量の設定及び変更				○			
	5 法第17条及び第18条の規定による漁獲割当割合の設定及び非設定				○			

6 法第 19 条の規定による年次漁獲割当量の設定				○						
7 法第 20 条の規定による漁獲割当管理原簿の作成				○						
8 法第 21 条の規定による漁獲割当割合の移転認可及び不認可				○						
9 法第 22 条の規定による年次漁獲割当量の移転認可及び不認可				○						
10 法第 23 条の規定による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消し				○						
11 法第 26 条及び第 30 条の規定による漁獲量等の報告				○						
12 法第 27 条及び第 34 条の規定による停泊命令等				○						
13 法第 28 条の規定による年次漁獲割当量の控除				○						
14 法第 29 条の規定による漁獲割当割合の削減処分				○						
15 法第 31 条の規定による漁獲量等の公表				○						
16 法第 32 条第 2 項の規定による助言、指導又は勧告				○						
17 法第 33 条第 2 項の規定による採捕の停止命令等				○						
18 法第 62 条及び第 64 条第 8 項の規定による海区漁場計画の作成及び変更			○							
19 法第 67 条の規定による内水面漁場計画の作成及び変更			○							
20 法第 69 条及び第 71 条の規定による漁業権の免許及び不免許			○							
21 法第 72 条第 6 項の規定による漁業権の共有請求の認可				○						
22 法第 76 条第 1 項の規定による漁業権の分割又は変更の免許				○						
23 法第 78 条第 2 項の規定による抵当権の設定の認可				○						
24 法第 79 条第 1 項の規定による漁業権の移転の認可				○						
25 法第 80 条第 1 項の規定による漁業権取得の届出の受理					○					
26 法第 86 条の規定による漁業権の条件付加(法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)				○						
27 法第 87 条の規定による休業の届出の受理(法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)					○					
28 法第 88 条第 1 項の規定による休業中の漁業許可				○						
29 法第 89 条第 1 項の規定による休業による漁業権の取消し(法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)			○							
30 法第 91 条の規定による指導及び勧告(法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)			○							
31 法第 92 条第 1 項による適格性の喪失			○							

失等による漁業権の取消し(法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)								
32 法第 92 条第 2 項及び第 93 条第 1 項の規定による漁業権の変更、取消し及び行使の停止(法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)		○						
33 法第 94 条の規定による錯誤によつとした免許の取消し(法第 88 条第 4 項において準用する場合を含む。)			○					
34 法第 95 条の規定による先取特権者等への通知				○				
35 法第 106 条の規定による漁業権行使規則の認可及び変更認可				○				
36 法第 109 条の規定による沿岸漁場管理団体の指定				○				
37 法第 111 条の規定による沿岸漁場管理規程の認可等				○				
38 法第 115 条の規定による保全活動の休止及び廃止の認可				○				
39 法第 116 条の規定による沿岸漁場管理団体の指定の取消し等				○				
40 法第 117 条の規定による漁業権に関する登録					○			
41 法第 120 条の規定による催告及び命令				○				
42 法第 122 条の規定による漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置の命令				○				
43 法第 124 条の規定による協定の認定				○				
44 法第 127 条の規定による実施状況の報告				○				
45 法第 128 条第 1 項の規定による漁業監督吏員の任命				○				
46 法第 128 条第 5 項の規定による司法警察員として職務を行う者に係る協議及びその指名				○				
47 法第 129 条第 2 項の規定による農林水産大臣への協力申請				○				
48 法第 138 条、第 141 条及び第 144 条の規定による海区漁業調整委員の任命、辞任同意及び罷免	○							
49 法第 139 条の規定による委員候補者の募集				○				
50 法第 161 条の規定による漁業に関する土地使用等の許可等				○				
51 法第 162 条及び第 163 条の規定による立入等の許可				○				
52 法第 165 条の規定による漁業に関する土地及び土地の定着物の使用の認可等				○				
53 法第 169 条第 1 項の規定による増殖命令				○				
54 法第 169 条第 2 項の規定による漁業権の取消し		○						
55 法第 170 条の規定による遊漁規則			○					

	の認可等								
56	法第172条第2項及び第173条の規定による三重県内水面漁場管理委員会委員の選任、辞任同意及び罷免	○							
57	法第176条の規定による報告徴収等				○				
58	法第119条に基づく省令による制限又は禁止の規定を適用しない行為の件(昭和25年水産庁長官通達)による許可申請の進達				○				

別表第一 農林水産部水産資源管理課の表中第六号の項を第五号の項として、同表第七号の項中「指定漁業」を「漁業」と、「第3条」を「第116条」と改め、同項を同表第六号の項として、同表第八号の項を次のように改め、同項を同表第七号の項とする。

7	三重県漁業調整規則(令和2年三重県規則第67号)の施行に関する事務	1 規則第5条の規定による漁業の許可							
		(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)					○		農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの			○				
		2 規則第7条の規定による起業の認可							
		(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)					○		農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの			○				
		3 規則第10条の規定による許可等の不許可			○				
		4 規則第10条第2項、第11条第2項、第12条第3項、第5項及び第7項、第14条第2項、第16条第2項、第21条第1項、第23条第1項及び第2項、第24条第1項並びに第34条第5項及び第7項の規定による三重海区漁業調整委員会及び三重県内水面漁場管理委員会への諮問(規則第34条第13項において準用する場合を含む。)				○			
		5 規則第11条第2項の規定による基準の決定及び変更				○			
		6 規則第12条第1項の規定による制限措置等の決定及び公示			○				
		7 規則第12条第5項及び第7項の規定による許可基準の決定			○				
		8 規則第12条第9項の規定による地位の承継届の受理							
		(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)						○	農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの				○			
		9 規則第14条の規定による漁業調整等のための許可等の条件付加(規則第34条第13項において準用する場合を含む。)			○				
		10 規則第16条の規定による有効期間短縮の決定			○				
		11 規則第17条の規定による許可等の内容の変更の許可							
		(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)					○		農林水産事務所等

(2) (1)以外のもの					○				
12 規則第 18 条第 2 項の規定による相続又は合併の届出の受理									
(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)							○		農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの					○				
13 規則第 19 条及び第 20 条の規定による届出の受理									
(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)							○		農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの					○				
14 規則第 21 条第 1 項、第 23 条及び第 24 条第 1 項の規定による許可の取消し等(規則第 34 条第 13 項において準用する場合を含む。)				○					
15 規則第 30 条の規定による許可証の書換え交付及び再交付(規則第 34 条第 13 項において準用する場合を含む。)									
(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)							○		農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの					○				
16 規則第 31 条の規定による許可証の返納及び届出の受理(規則第 34 条第 13 項において準用する場合を含む。)									
(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)							○		農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの					○				
17 規則第 34 条の規定による内水面における水産動物の採捕の許可									
(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)							○		農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの					○				
18 規則第 34 条第 5 項の規定による有効期間短縮の決定				○					
19 規則第 34 条第 7 項の規定による採捕許可の取消し				○					
20 規則第 41 条第 2 項の規定による水産資源保護及び培養上必要な措置命令				○					
21 規則第 42 条の規定による漁場区域等の岩礁破碎等の許可									
(1) 機械採取に係るもの					○				
(2) (1)以外のもの									
イ 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)							○		農林水産事務所等
ロ イ以外のもの				○					
22 規則第 43 条の規定による土石の採取の許可				○					

23 規則第 44 条の規定による試験研究等のための適用除外の許可							
(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(しらすうなぎの採捕に係るもの及び所管を超える場合を除く。)						○	農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの				○			
24 規則第 45 条の規定による停泊命令等				○			
25 規則第 46 条の規定による船長等の乗組み禁止命令等				○			
26 規則第 47 条の規定による衛星船位測定送信機等の備付け命令				○			
27 規則第 49 条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理							
(1) 農林水産事務所の所管区域内に係るもの(所管を超える場合を除く。)						○	農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの				○			
28 規則第 51 条の規定による漁業の決定及び公示				○			

別表第一農林水産部水産資源管理課の表中第九号の項を削り、第十号の項を第八号の項とし、第十一号の項を第九号の項とし、第十二号の項を第十号の項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 水産関係地方公共団体交付金等実施要領(平成22年水港第2631号)に関する事務	1 要領第2の4(1)の規定による成果目標の策定				○				
	2 要領第2の4(10)の規定による水産業強化支援事業計画の策定				○				
	3 要領第2の4(12)の規定による事業計画の変更協議				○				
	4 要領第2の4(13)の規定による事後評価の報告				○				

別表第一農林水産部水産資源管理課の表中第十三号の項を削り、第十四号の項を第十一号の項とし、同表第十五号の項第二号中「規定による計画」を「規定による計画」に改め、同項を第十二号の項とし、同表第十六号の項を第十四号の項とする。

別表第一「雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表第一号の項中第四号を第五号とし、第二号から第一号までを一号ずつ繰り下げる、同項の第一号として次のように加える。」

1 法第6条及び第7条の規定による特定新規中小企業者であること及び特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得したことの確認			○				
---	--	--	---	--	--	--	--

別表第一雇用経済部創業支援・ICT推進課の表を削る。

別表第一県土整備部建設業課の表第一号の項第四号中「第29条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同項中第三十六号を第三十九号とし、第1十六号から第二十五号までを二号ずつ繰り下け、第二十五号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 法第41条の2の規定による勧告及び命令等		○							
-------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第一県土整備部建設業課の表第一号の項中第114号を第116号とし、第113号を第115号とし、第111号を第114号とし、同項第111号中「第29条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同号を同項第111号とし、同項中第110号を第111号とし、第十九号を第111号とし、第十八号を第110号とし、同項第十七号中「第29条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十六号を第十八号とし、第七号から第十五号までを1号ずつ繰り下げる、同項第六号中「第24条の6第3項」を「第24条の7第3項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第19条の5」を「第19条の6」

に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

5 法第17条の2の規定による建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の認可					○		建設事務所
6 法第17条の3の規定による建設業の相続の認可					○		建設事務所

別表第一国土整備部河川課の表第一号の項中第百四十九号を第百五十一号とし、第五十九号から第百四十八号までを一号ずつ繰り下げる、第五十八号を第五十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

60 法第48条の規定による危険防止のための措置に係る通知の受理				○			
----------------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第一国土整備部河川課の表第一号の項中第五十七号を第五十八号とし、第五十六号を第五十七号とし、第五十五号の次に次の二号を加える。

56 法第46条第1項の規定によるダムの操作状況に係る通報の受理				○			
----------------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第一国土整備部河川課の表中第九号の項を第十号の項とし、第一号の項から第八号の項までを一項ずつ繰り下げる、第一号の項の次に次の二項を加える。

2 水源地域対策特別措置法の施行に関する事務	1 法第3条第1項の規定による水源地域の指定の申出(法第3条第4項において準用する場合を含む。)		○				
	2 法第3条第2項の規定による関係市町長からの意見の聴取(法第3条第4項において準用する場合を含む。)			○			
	3 法第4条第1項の規定による水源地整備計画の案の作成(法第4条第5項において準用する場合を含む。)		○				
	4 法第4条第2項の規定による整備事業の実施予定者等からの意見の聴取(法第4条第5項において準用する場合を含む。)			○			
	5 法第8条の規定による生活再建のための措置のあっせん			○			
	6 法第12条第1項の規定による整備事業に係る協議等			○			

別表第一国土整備部防災砂防課の表中第一号の項及び第一号の項を削り、第二号の項を第一号の項とし、第四号の項を削り、第五号の項を第一号の項とし、第六号の項から第十二号の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第一国土整備部都市政策課の表第一号の項第十一号中「司議等」を「協議」に改める。

別表第一国土整備部建築開発課の表第一号の項中第一百号を第一百一号とし、第九十一号から第百九十九号までを一号ずつ繰り下げる、第九十号の次に次の二号を加える。

91 法第60条の2の2第1項第2号の規定による許可			○				
92 法第60条の2の2の第2項ただし書の規定による許可			○				

別表第一国土整備部建築開発課の表中第六号の項を削り、第七号の項を第六号の項とし、同表第八号の項第一号中「第3号から第23号」を「第4号から第24号」と、「(平成18年三重県訓令第4号)第17条第1項第5号」を「(令和2年三重県訓令第6号)第19条第1項第5号」に改め、同項第十三号、第十四号及び第十五号中「第17条第1項第5号」を「第19条第1項第5号」に改め、同項を同表第七号の項とし、第九号の項から第十三号の項までを一項ずつ繰り上げ、同表第十四号の項第一号中「第17条第1項第5号」を「第19条第1項第5号」に改め、同項を同表第十二号の項とし、同表第十五号の項第五号中「第53条第5項」を「第53条第6項」に改め、同項を同表第十四号の項とし、第十六号の項を第十五号の項とし、同表第十七号の項第十号中「志摩建設事務所」を「松阪建設事務所、志摩建設事務所」に改め、同項を同表第十六号の項とし、同表第十八号の項を同表第十七号の項とし、同表第十九号の項中第一号から第九号までを次のように改める。

2 法第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定結果を記載した通知書の交付							
--	--	--	--	--	--	--	--

(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの	<input type="radio"/>								
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所
3 法第12条第4項の規定による期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付									
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所
4 法第12条第5項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付									
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所
5 法第13条第4項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定結果を記載した通知書の交付									
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所
6 法第13条第5項の規定による期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付									
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所
7 法第13条第6項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付									
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所
8 法第14条第1項の規定による命令									
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所
9 法第14条第2項の規定による通知及び要請									
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの			<input type="radio"/>						
(2) (1)に掲げるもの以外のもの					<input type="radio"/>				建設事務所

別紙第1 建築物規制開示表第十九号の項中第十1号から第十四号までを次のとおり改め。

11 法第15条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受理								
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの				○				
(2) (1)及び(3)に掲げるもの以外のもの						○		建設事務所
(3) 松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの							○	建設事務所
12 法第16条第1項の規定による指示								
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの				○				
(2) (1)に掲げるもの以外のもの						○		建設事務所
13 法第16条第2項の規定による命令								
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの				○				
(2) (1)に掲げるもの以外のもの						○		建設事務所
14 法第16条第3項の規定による協議								
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの				○				
(2) (1)に掲げるもの以外のもの						○		建設事務所

同表第1項に掲げる建築物の表第十九号の項第11十11中「第30条第1項」や「第35条第1項」又、「第31条第2項」や「第36条第2項」に改め、同表第11十四中「第30条第3項」や「第35条第3項」又、「第31条第2項」や「第36条第2項」に改め、同表第11十4中「第30条第5項」や「第35条第5項」又、「第31条第2項」や「第36条第2項」に改め、同表第11十4中「第30条第6項」や「第35条第6項」又、「第31条第2項」や「第36条第2項」に改め、同表第11十7中「第32条」や「第37条」に改め、同表第11十八中「第33条」や「第38条」に改め、同表第11十九中「第34条」や「第39条」に改め、同表第11十6中「第36条第2項」や「第41条第2項」に改め、同表第11十1中「第37条」や「第42条」に改め、同表第11十1中「第38条第1項」や「第43条第1項」に改め、同表第11十1中「法附則」や「法附則（平成27年法律第53号）」に改め、同表第11十四中及び同表第11十4中「(1)掲げるもの」や「(1)に掲げるもの」に改め、同表第11十4中「志摩建設事務所」や「松阪建設事務所、志摩建設事務所」に改め、同表第11十7中「(1)掲げるもの」や「(1)に掲げるもの」に改め、同表第11十1中を次のとおり改め、同表を同表第十八号の項にす。

41 規則第11条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付								
(1) 4以上の階数を有し、又は延べ面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物に係るもの				○				
(2) (1)及び(3)に掲げるもの以外のもの						○		建設事務所
(3) 松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの							○	建設事務所

同表第1項に掲げる住宅政策課の表第1号の項第11十1号中「第50条の3」や「第50条の3第3項」に改め、同表第11十7中「第55条第1項」や「第55条」に改め、同表第5号の項中「三重県特定優良賃貸住宅供給促進事業要綱（平成6年建營第2298号）」や「三重県特定優良賃貸住宅供給促進事業要綱」に改め、同表第1号の項第1中「第4条」や「第4条第1項」に改め、同表第11中「第4条第5項」や「第4条第6項」に改め、同表第14中「実施」や「実施及びその公告」に改め、同表第七号の項を削り、第六号の項の次に次の1項を加える。

7 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)の施行に関する事務	1 法第5条第1項の規定による賃貸住宅供給促進計画の作成			○								
	2 法第5条第7項の規定による市長の同意				○							
	3 法第5条第8項の規定による市町協議及び地域住宅協議会の意見聴取			○								
	4 法第7条第1項の規定による住宅確保要配慮者の入居の承認				○							
	5 法第8条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録				○							
	6 法第11条第1項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否				○							
	7 法第12条第3項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の変更の登録				○							
	8 法第15条第1項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の抹消				○							
	9 法第22条の規定による登録事業者に対する報告の徴収				○							
	10 法第23条の規定による登録事業者に対する指示				○							
	11 法第24条第1項及び第2項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し				○							
	12 法第25条第1項の規定による指定登録機関の指定		○									
	13 法第28条第1項の規定による指定登録機関の公示				○							
	14 法第30条第1項の規定による指定登録機関が定める登録事務規程の認可				○							
	15 法第30条第3項の規定による指定登録機関が定めた登録事務規程の変更命令				○							
	16 法第32条の規定による指定登録機関に対する監督命令			○								
	17 法第33条第1項の規定による指定登録機関に対する報告、検査等				○							
	18 法第34条第1項の規定による指定登録機関に対する登録事務の休廃止の許可			○								
	19 法第35条第1項及び第2項の規定による指定登録機関に対する指定の取消し、又は登録事務の停止			○								
	20 法第37条第1項の規定による登録手数料の徴収の決定				○							
	21 法第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定				○							
	22 法第43条第1項の規定による支援法人に対する債務保証業務の委託の認可				○							
	23 法第44条第1項の規定による支援法人に対する債務保証業務規程の認可				○							
	24 法第44条第3項の規定による支援法人に対する債務保証業務規程の変				○							

	更命令								
25	法第45条第1項の規定による支援法人に対する事業計画等の認可				○				
26	法第48条の規定による支援法人に対する監督命令				○				
27	法第49条第1項の規定による支援法人に対する報告、検査等				○				
28	法第50条第1項の規定による支援法人に対する指定の取消し				○				

引継第1回十賀部担当政策課の承認による「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」や「優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）」による「回表第9号の原中「都市再開発法」や「都市再開発法（昭和44年法律第38号）」による「回表第10号の原中「独立行政法人都市再生機構法」や「独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）」による「回表第11号の原中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」や「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」による「回表第12号の原中「三重県あんしん賃貸支援事業実施要領」や「三重県あんしん賃貸支援事業実施要領の施行」による。

引継第1回十賀部担当政策課の承認による次の回表を加える。

#### デジタル社会推進局 デジタル戦略企画課

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称	
			知事	専決者				地域機関				
				副 知 事	本 庁	課 長	班 長	所 長	室 長	課 長	所 長	
1	情報化推進に関する計画の策定及び調整に関する事務	1 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく計画の策定及び基本的な方針の決定		○								
		2 1以外の情報化推進に関する計画の策定及び基本的な方針の決定		○								
		3 計画に関する基本的な処理方針の決定及び部局横断的な調整			○							
2	IT利活用に関する事務	1 IT利活用に関する基本的な方針の決定			○							
		2 IT利活用に関する処理方針の決定				○						

#### デジタル社会推進局 スマート改革推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称	
			知事	専決者				地域機関				
				副 知 事	本 庁	課 長	班 長	所 長	室 長	課 長	所 長	
1	情報化を支える人材の育成に関する事務	1 情報化を支える人材の育成に関する基本的な方針の決定			○							
		2 情報化を支える人材の育成に関する処理方針の決定				○						
2	電子自治体の推進に関する事務	1 電子自治体の推進に関する基本的な方針の決定			○							
		2 電子自治体の推進に関する処理方針の決定				○						
3	情報セキュリティに関する計画の策定及び調整に関する事務	1 情報セキュリティに関する基本的な方針の決定			○							
		2 情報セキュリティに関する基本的な処理方針の決定及び部局横断的な調整				○						

4	情報通信基盤の整備促進に関する事務	1 情報通信基盤の整備促進に関する基本的な方針の決定				○						
		2 情報通信基盤の整備促進に関する処理方針の決定				○						

## デジタル社会推進局 デジタル事業推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分								地域機関の名称	
			知事	専決者						受任者		
				副知事	本庁	次長	課長	班長	所長	室長		
1	みえ新産業創出促進調達実施要綱（平成17年農商第09—158号）の施行に関する事務	1 要綱第5条の規定による事前審査会等の設置			○							
		2 要綱第9条第1項の規定による調書の作成					○					
		3 要綱第9条第2項の規定による新商品等の選定			○							
		4 要綱第9条第3項の規定による認定			○							
		5 要綱第9条第4項の規定による通知及び公表					○					
		6 要綱第10条第1項及び第2項の規定による試験施工等の実施			○							
		7 要綱第15条の規定による選定新商品等の取消し等			○							
		8 要綱第16条の規定による通知及び公表					○					
		9 要綱第17条第2項の規定による通知及び公表					○					
2	外国人起業活動の促進に関する事務	外国人起業活動促進事業に関する告示（平成30年経済産業省告示第256号）に基づく外国人起業活動管理支援計画の認定申請及び起業準備活動計画の確認等					○					

別表第1 田納局会計支援課の表第一号の項第七号中「第43条第1項第28号」を「第43条第1項第27号」に改める。

別表第1 井通決裁事項(1)一般事務の表第八号の項中「勲章従軍記章制定の件」や「勲章制定ノ件」に改め、同表第四十一号の項中第11号を次のとおり改める。

2 照会、回答、届出、進達、報告、通知、依頼等											
(1) 本庁の所掌に属する場合											
イ 軽易なものを除く。					○						
ロ 軽易なものに限る。					○						
(2) 地域機関の所掌に属する場合											
イ 軽易なものを除く。							○				
ロ 軽易なものに限る。							○				

## 附則

この規則は、令和11年4月1日から施行する。ただし、別表第1環境生活部ダイバーシティ社会推進課の表の改正規定（同表第四号の項第1号中「公告又は公表」を「公表」に改める改正規定に限る。）は同年六月九日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---